

市場経済化における法整備の比較考察—ベトナム・ロシア・中国— (1)

金子 由 芳*

<目次>

I. 本稿の目的と方法

1. 目的：「市場経済化」の内容把握
2. 対象と方法：ベトナム市場法を中心とする比較考察

II. 民商事基本法整備の特色

1. 二元断絶的な市場過程条件
2. ロシア・中国との対比

III. コーポレート・ガバナンスの設計方針

1. 市場参入条件の多元性と類似性
2. 国有企業法と企業法の対比
3. ロシア・中国との対比
4. 国有企業改革と企業法（以上本号）

IV. 競争法草案の動向（以下次号）

1. 第9次草案にみる市場結果条件
2. 国際機関モデルとの対比
3. ロシア・中国との対比
4. 国有企業改革の優位

V. 結論

I. 本稿の目的と方法

1. 目的：「市場経済化」の内容把握

市場経済化諸国の改革プロセスについては、経済学を中心にそのスピード・条件・順序といった手法面の当否がもっぱら論じられてきた。まずスピードの点で、1990年代初期の体制崩壊と同時に資本主義諸制度の急速な移植を図ったロシア・東欧の「ショック・セラピー」に対し、1980年代から緩やかな改革を漸進的に続けた中国・ベトナムの「グラデュアリズム」が対置された¹⁾。しかしその後、各国の経済復興度合いの相違が顕わになるなかで、不振の「ショック・セラピー」を擁護する文脈で産業構成等の「初期条件」が論じられ²⁾、改革のスピードのみならず各論的な選択を論ずる視点につながった。また改革の妥当な順序を問う「シークエンス」論が当初から行われ、国有企業改革や制度構築面をとくに中長期的達成課題として捉えていた³⁾。さらにその後顕在化した経済復興度の違いを要因分析する視点で、課題達成度の指標化が試みられてゆき、ことに新制度派経済学の影響のもとに構造改革・法整備・ルールといった制度構築面の指標化に意を砕く傾向が強まった⁴⁾。たとえばEBRD（欧州復興開発銀行）の例年公表する「移行指標」も、制度構築面を改革達成度の中心的な評価項目に加えている⁵⁾。

このように「市場経済化」の有効手法を探る議論が積み重ねられてきたいっぽう、しかしながら「市場経済化」とは、いったい何であるのか、具体的にどのような政策論・制度設計の

* 神戸大学大学院国際協力研究科助教授

選択を意味しているのか、厳密な議論は避けられてきたかに見受けられる。改革の目標はあたかも一義的に自明であるかのように不問に付され、もっぱらそこに到達するまでの時間やパターンの相違を検証する論議に終始してきたのである。構造改革や法整備といった制度構築面が論じられるようになって、あくまで経済復興度の違いとして露呈した「市場経済化」手法の巧拙を解明する目的を出ない。すなわち指標化の試みといえども多くは、計量分析を通じて経済成長率や外資導入と有意な関係にある要因を探る目的で、単純化された制度情報や投資家・弁護士等の人気投票結果などが利用されているにとどまり⁶、制度設計の厳密な内容面に分析は向けられていない。

市場経済化研究におけるこうした制度内容論の不在は、議論を牽引する主流派経済学がいまなお基本的に新古典派主義的な規制緩和モデルを暗黙の前提とし、その他の制度選択肢について総じて無関心であることを反映している⁷。しかしながら実際には、改革諸国それぞれが相互に大いに異なる政策選択・制度設計を展開する現実が見いだされるのであり、主流派経済学は、こうした多様性に富んだ現実に対してなんら分析を及ぼしていないと考えられる。「市場経済化」は自明な目標ではなく、あるべき市場秩序へ向けてそれぞれ多様な政策論の選択肢を含んで展開しつつあるのであり、こうした現実の側が、「市場経済化」の行き先を改めて問い直す制度研究を喚起していると考えられる。そこで本稿は、

ベトナムの市場経済化（ドイモイ）を対象として取りあげ、改革過程で進められてきた法整備の内容面に深く立ち入り、経時的な変遷や他の改革諸国の法制との対比を通じて、「市場経済化」の一つの特色的な展開を見極めることを試みる。

2. 対象と方法：ベトナム市場法を中心とする比較考察

本稿は、ドイモイとして知られるベトナムの市場経済化をめぐる、基盤的な市場法整備に着目し、近代資本主義法が基本的に依拠する自由主義的見地をさしあたりの軸としながら、比較法的対比を通じて、ベトナムにおける市場法整備が特殊な政策的配慮に歪んでいないか、また経時的にどのような改革傾向にあるか、詳細設計に立ち入った点検を行う。

市場をめぐる法の問題領域については、市場取引の内容的ありかたを律する「市場過程条件」、市場参入の資格要件を限界づける「市場構造（参入）条件」、また市場調整機能の調節基準を定める「市場結果条件」、に大きく分類する視座が基礎法学で提起されている⁸。便宜的にこうした分類を借りてベトナム法を概観するなら、まずは民商事基本法を中心とする市場過程条件が、民事領域と商事（経済）領域とに二元化する特異な傾向が見いだされるであろう。これにともなって、市場構造条件の中核たる会社法制も、また市場過程条件の重要基盤である競争法制も、この大きな二元化の方向性に既定され、結果として市場制度基盤としての役割を十全に果たし

得ていないおそれがある。

そこで以下では、まずはII. で市場過程条件たる民商事基本法の体系的構造とその政策志向を、ドイモイの展開過程に沿って概観し、そのうえで各論的に、III. で市場構造条件たる会社法制のコーポレート・ガバナンスの政策志向を明らかにし、つづいてIV. で市場結果条件としての競争法制の動向を取り上げる。以上を受けてV. で最終的に市場法整備全般の総合的傾向をまとめ、もって市場経済化の実像、その問題性を導き出す予定である。

II. 民商事基本法整備の特色

1. 二元断絶的な市場過程条件

(1) ドイモイの展開と民商事法整備

ベトナムの民商事基本法整備はきわめて精力的に実施されてきたが、その政策志向は「市場経済化」(ドイモイ)の基本方針の変化に対応して、動揺を示しながら現在に至るとみられる。ドイモイは、国有企業改革において即時の所有改革を行わず中国流に国有制を維持しつつ経営自由化を進めた点で、一貫したグラデュアリズム路線という印象を持たれがちだが、現実には複雑な変遷を示しており、その性格既定は容易ではない。経済研究によれば少なくとも、ベトナム市場経済化のプロセスを「ドイモイ第一期」「ドイモイ第二期」に分けて理解する見方が定着し⁹⁾、このうち第一期は、価格自由化の断行や金融財政改革など、むしろショック療法類似の急進的な改革の進んだ時期として理解されるが、いっば

う第二期は、1996年第6回共産党大会で2020年までの工業立国化実現なるいわゆる「工業化・近代化路線」が宣言されてのち、経済開発志向が鮮明となった時期とされている。こうしたドイモイの各段階に応じて、市場法整備もまた特色ある変化を示したとみることができる。

すなわちドイモイ第一期には、私有制や営業取引の自由を明示的に肯定する法整備が相継いだ。1992年「憲法」が多部門商品経済の名の下に市場競争を肯定し(15条前段)、その一部門として私有セクターを肯定し(同条後段)、また私有セクターの営業取引の自由を宣言した(21条)。1993年「土地法」(1条)は土地国有を前提しつつも、個人・世帯に所有権類似の処分性を有する土地使用権を付与し、また企業体や外資にも土地リース権を設定した。さらに1995年には日本からの法整備支援も関与した「民法典」が成立し、私的所有権の保障を明文化し(175条)、また契約秩序の基本規定を提供した(第三編)¹⁰⁾。これらの法整備は、自由主義的な基本秩序を急速に形成するものと見えた。

しかしながらこれら法整備は全面的な自由市場を想定したものとは限らない。第一に、社会主義的な所有観(生産手段の公有・消費手段の私有)を変更し、私有セクターに生産手段の私有や営業取引の自由が保障されたとはいえ、この私有セクターなるものが多部門商品経済の全体において、国有セクターや集団セクターとの関係でどのような比重を占める想定であるかは不明であった。じじつ、

「民法典」の成立にかかわらず別途、生産関係の国家管理を前提とする社会主義由来の1989年「経済契約令」もまた維持されつづけた¹¹。このことは、自由と秩序を基調とする「民法典」がけっして市場取引全般に及ぶ基本法規なのではなく、その適用対象である「民事取引」（1条）とはむしろ基本的に私的な消費生活関係の延長上に限定される想定であり、高度な産業取引については別途あくまで、国有セクター・集団セクター中心の管理主義的な国家介入が継続される余地を含んでいたことを示唆する。なお訴訟手続法の側面でも、こうした実体法の二元的構造と平仄を合わせるように、1989年「民事手続令」と1994年「経済手続令」とが二元的に並存し、1992年の人民裁判所の管轄一元化以降もなお、前者は民事法廷で、後者は経済法廷で別個に扱われ続けて現在に至る。

また第二に、私有セクターにとって自由が保障されたといえども、同時に多様な義務を伴っているのであり（憲法22条等）、こうした義務規定を具体化する過程で管理主義的な政府介入が敷かれる余地を大いに含んでいたといわねばならない。ドイモイ第二期の法整備は、こうした管理主義的傾向を鮮明に見せていったと見られる。

（2）「商事法」の国家管理主義

すなわち1997年には「商事法」が登場し、およそ商事活動の統一的な基本法として（1条）、民間主体のみならず国有セクター・集団セクターや外資企業にも共通して及ぶとさ

れたことから、当初は投資家のあいだに、自由取引秩序はいっそう強化されたとする歓迎ムードが広まった。これは「民法典」を基本法としつつも高度な商取引分野ではより合理的な商慣行を重んじる特別法としての「商事法」を設ける、民商二元スタイルの採用として理解されたためである。しかしながら「商事法」の内容面に立ち入るならば、同法が洗練された商事取引秩序を想定するどころか、むしろ厳格な認可制である商人登録制度を伴う商人主義といい（17条以下）¹²、典型契約類型に応じた詳細な内容・方式の規制といい（2章）、広範多岐な業法規制の根拠法規たる性格といい（244-248条）、検査（249-255条）や再教育施設送致・刑事訴追を含む厳格な課罰権限（258条）といい、もっぱら国家による経済管理の道具性が顕著である。まさに「経済契約」の延長線上で、商事活動全般に国家管理を及ぼす根拠法として理解することができる。じじつ「商事法」を根拠として、その後きわめて多数の下部政令が主要産業領域毎の業法規制の網の目を形成してゆき、経済活動全般が登録許可・報告・検査・罰則といった重層的な国家管理システムのもとに覆われることとなった。

かくしてドイモイの展開に伴い、市場過程条件たる民商事基本法の骨格は、現在までに下図-1に示すようなきわめて特殊な構造を呈するに至っているとみられる。「民法典」の自由秩序の射程が及ぶ「民事関係」は市場（多部門商品経済）の一隅を占めるに過ぎず、「経済契約」の領域には「商人」概念を介し

て「商事法」が及ぶ。ここでの「民法典」「商事法」の相互関係は、資本主義民商法典秩序におけるような連続的な基本法・特別法秩序ではありえず¹³、むしろ相互に断絶し、相異なる次元の市場に適用される構造と考えるしかない。すなわち市場過程条件は、民事消費生活次元の市場と、高度な産業活動次元の市場とに二分され、前者では「民法典」の自由主義秩序に委ねるだけでおのずとアダム・スミス流の市場調整機能が働く想定であるとしても、後者の産業活動次元においては管理主義的な国家介入を必須とする、二者断絶的な市場観が想定されているとみることができる。社会主義的な所有観（生産手段の公有・消費手段の私有）からは踏みだし生産手段の私有に乗り出したものの、社会主義的な国家管理はいまだ生産経済関係全般を覆い、私有セクターにも及び、私的自由はあくまで消費生活において許容されるに過ぎない制度構造が示唆される¹⁴。社会主義時代の二元主義的な経済観が、実質的に踏襲されていると理解されよう。

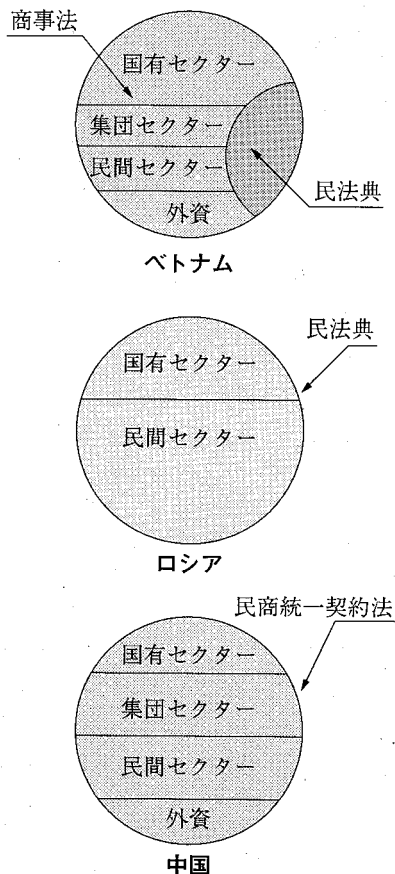
なお目下のところ「商事法」の改正が準備されているが、2002年半ば時点の商務省草案によれば¹⁵、まずは商店など小規模営業については特則を設けるとして（同3項）、まさに消費生活次元の取引を切り分け、高度な産業活動次元に特化する向きを明確にしている。他方で外資企業にも別途特則を設けるとし（草案2条2項）、また重要産業・地域で国有企業を国策支援すると明言し（草案10条）、また商業検査制度を詳細化し（249～

258条）、また産業領域に応じた国家主管部門の課罰権限を明記するなど（259条）、まさに「商事法」は産業政策的な経済管理の根拠法としての性格を深めようとしている。

こうして産業領域の国家管理と消費生活領域の自由秩序とが切り分けられた、二者断絶的な市場過程条件のありかたは、市場法整備の他の側面にも深い影響をもたらさずにはおかないはずである。すなわち市場参入条件や市場結果条件もまた、管理主義的な商事領域と、自由秩序に委ねる消費生活領域とに大きく分断され、相互に断絶しあう懸念である。こうした懸念を裏打ちするように、じつ企業法制では、1990年代前半に促成した会社法や個人事業法を束ねる統一秩序として、1998年「企業法」が鳴り物入りで登場したものの、しかし国有セクター・集団セクターは引き続き同法の適用対象外であり、また会社化した旧国有企業にもなお2003年改訂「国有企業法」が特則として優位するとされ、いっぽう外資企業も原則「企業法」の適用外であって別途「外資法」が規制し、外資の株式会社転換はきわめて厳格な行政許可に服さねばならない（2003年政令38号）。つまり「企業法」の射程は、市場参入条件の基本法規たるにはほど遠く、会社化した数少ない中小規模の旧国有企業や外資企業と、民間新設企業とをカバーするのみである。こうした限定的な射程に対して、どのような内容の規律が及んでいるのか、以下III.の検証課題となる。また会社法制と連動し企業資金調達を律し、また市場退出基準を定めるべき「破産法」は、1993年

の簡素な現行法に代替すべく2004年中の新法成立をめざすものの、草案は破綻国国有企业の救済法としての性格が顕著で¹⁶、市場制度基盤としてのありかたを疑わせる。「競争法」も同じく2004年中の成立をめざす草案準備段階だが、以下IV. で検証するように国有セクターを想定した裁量主義的な政策介入余地に満ちている。

<図-1： 民商法秩序イメージの比較>



2. ロシア・中国との対比

資本主義法制における民商二元体系とは性質の異なる以上のようなベトナム市場過程条件の二元的断絶性は、はたして「市場経済化」過程の法整備に共通する一般的性格であるのか、あるいはベトナム特殊の現象なのか。ここでは試みにロシア・中国の市場過程条件を概観し、対比したい。

(1) ロシア経済法論争の復活

ロシア自身も、旧ソ連スターリン時代以来する民法・経済法の二元論争を引きずる面がある。ブルジョア民法とは異なる経済法典を主張する経済法派は、1960年代以来の社会主義修正過程で後退し、各共和国で統一民法典が成立するなか「経済契約」はむしろ指令介入を抑制し当事者自治色を強める改革概念として機能したとみられる¹⁷。しかしペレストロイカから体制移行の時代に保守的な経済法論争が再浮上し、移行過程初期の法整備は民法派と経済法派との熾烈な対立のなかで進んだ模様である。1995年には統一民法典の公表を急ぐ民法派の主導でロシア共和国「民法典第一部」が公表されたが、しかし同じ時期、経済法派が米国・世銀等の後ろ盾を得ながら別途「商法典」成立を狙い、エリツェン大統領の政治判断で阻止されるという一連の経緯が語られている¹⁸。結果として実体法においては民商統一秩序が曲がりなりに採用されたわけだが、しかし手続法の面では、連邦普通裁判所システムとは別個に「仲裁裁判所」システムが存続し（1992年仲裁裁判手続法・

1995仲裁裁判所法)、企業間取引紛争を専属管轄しており、すなわち産業活動の紛争解決は実質的に民事領域からもっぱら切り分けて処理されていることになる。

ベトナムの法整備過程はじじつ、経済法の独立に拘泥するこうしたロシア保守派の観念論に影響を受けている¹⁹。また興味深い点は、経済法の独立を図るロシア保守派の背後に世銀等の国際的支援が回っている点であり、ベトナムでも「商事法」改正をはじめとする経済関係の各種単行法の準備過程につねに国際機関や国際実務弁護士が参画している実態と重なり合う。鳥瞰的な見地で眺めれば、市場過程条件のありかたについて、自由主義的な民商統一秩序を体系的に模索する立場と、自由主義的秩序からは切り分けて商事領域を推進する民商分離の立場とが対立しあい、後者の立場においては、国家介入型の経済促進を図る経済法派の意図と、現地政府による投資家利害擁護を期待する国際機関・実務家の要請とが呉越同舟の共闘を組む構図が浮かび上がるか。

(2) 中国の漸進的自由主義化

いっぽうで中国の市場過程条件は独自の道を漸進的に進んでいるとみられる。1990年代末にかけてWTO加盟へ向けた外圧などを背景に、法制全般の自由主義的な見直しが進み、1998年には民商統一「契約法」を実現し、目下は日本との研究交流を深めつつ体系的な民法典の準備過程にある。こうした統一民商事体系が、所有セクターの相違(全人民所有・

集団所有・民間・外資)を問わず、また民事や商事といった市場活動領域の性格を問わず、一元的な市場過程条件を想定するものであることは、ベトナムや動揺する上記ロシアの状況との対比で明らかである。問題はこの統一体系がどのような内容を示し、いかなる市場秩序を志向していくか、つまりアダム・スミス流の平等対等の自由主義秩序を前提するのか(いわば民事的方向)、あるいは高度な商取引の便宜を中心としながらも消費者保護などの現代的修正を組み込んでゆく方針か(いわば商的方向)、めざす「市場経済化」像をめぐる基本的な政策選択である。少なくとも1998年「契約法」に見るかぎり、当事者間の対等性(3条)、私的自治(4条)を宣言し、あくまで対等な当事者関係を前提する古典的契約観に依拠しており、ただしそのうえで、公平(5条)、信義則(6条)、公共の利益(7条)、といった一般的な法解釈準則を掲げ、いわば具体的な司法適用場面において経済社会事情に見合った調整を図ろうとする態度である。中国の法整備の向かう「市場経済化」が、基本的に平等対等の古典的な自由主義秩序を意識することが示唆されよう。このような市場観は市場構造条件や市場結果条件の設計方針とも深く連動していく視点である。端的には、古典的な自由主義秩序を現実のものとして維持実現していくために、慎重な制度基盤の構築が必要とされてゆくことから、レッセ・フェールな規制緩和論は回避される方向につながるはずである。

Ⅲ. コーポレート・ガバナンスの設計方針

1. 市場参入条件の多元性と類似性

つぎに、以上の市場過程条件で既定された市場に対して、現実に参加する資格要件、いわば市場参入条件としての会社法制に着眼する。ここではとくに会社法制が想定する経営基本構造を把握する趣旨で、コーポレート・ガバナンスを取り上げる。コーポレート・ガバナンスは多義的に用いられる語彙だが、ここでは企業経営の適正化を促す有効な監視メカニズムの意味で用いる。主に米国で「所有と経営の分離」を伴う上場会社における経営監視メカニズムが論じられ、世界の会社法改革に影響を与えているが、1998年公表（2004年改訂）のOECD「コーポレート・ガバナンス原則」は国有企業や私会社など非上場会社についても改めてコーポレート・ガバナンスの研究を提言し注目を集めた²⁰。ベトナムの会社法制を検討する際にも、国有企業を含むおよそ市場参入主体の総体を射程に置く必要がある。

というのもベトナムのコーポレート・ガバナンス制度は特殊な多元的構造を呈する。ベトナムでは1990年代前半に試行的な立法・改訂を繰り返した会社法制を統括し、1998年「企業法」を実現し、市場参入条件の包括的根拠法として内外の注目を集めたが、しかし同法の適用領域は現実にはきわめて限定的であって、国有企業や外資企業は基本的に対象外である（1条2項・9条参照）。国有企業は2003年「国有企業法」を根拠法規としており²¹、中小規模の国有企業について選別的に

進められる「会社化」を経た企業のみが、「企業法」の適用を受ける。また大多数の外資企業は1996年（2000年改正）「外資法」を根拠法としており、2003年「外資の株式会社転換に関する政令38号」の厳格な行政許可を経た株式会社転換後にはじめて、「企業法」の射程に入る。ベトナム企業セクターの現実としても、国有企業はいまだGDPの4割を維持し、外資企業が1割を占め、集団セクターが1割、残るは民間セクターといっても農業等の家族経済が3割を占め、民間企業の位置づけは3～4%に過ぎず、しかもこのうち企業数でみて過半は個人営業企業が占めると見られる²²。いずれにせよいまなお市場活動の中核的位置を占める国有企業および外資企業が、「企業法」という準則主義的秩序（一律の要件を充足すれば営業の自由を享受する）の射程から大きく漏れ、それぞれ異なる市場参入条件を設けるという多元的な現実には、まずは認識を要する特色である。

とはいえ以下の検討を通じて、「企業法」じたいが「国有企業法」同様の管理主義的性格を随所で示し、つまりはベトナムのコーポレート・ガバナンス制度は多元的でありながらも類似しあうという、注目すべき側面も浮かび上がる。こうした共通の管理主義的性格の政策的意味を探って、さらに国際的な制度比較が有用だろう。そこで以下本節は、まずは1998年「企業法」の株式会社・有限責任会社規定を、主に2003年「国有企業法」やその下部法規である2003年「国有企業の効率性監督・評価に関する271号決定」の規定する

「国有会社」のコーポレート・ガバナンス制度と比較し、相互の異同を確認したうえで、つぎにロシア1995年「株式会社法」・1998「有限責任会社法」、中国1993年「会社法」との比較により政策論的特色を把握する。

2. 国有企業法と企業法の対比

経営監視メカニズムのありかたを、証券市場の価格メカニズムを通じた市場型監視と、企業内外の監視圧力を会社組織に組み込んでゆく内部型監視とに大きく分けて考えるとすれば、証券市場の開設が浅くいまだ上場会社数20社余りとどまるベトナムの現状に鑑みて、少なくとも証券市場の健全な成熟を待つまでは当面、内部型監視の構築が重要な意味を持つ。そこで以下では「国有企業法」との対比で「企業法」のコーポレート・ガバナンスの特色を把握するにあたり、内部監査制度、少数株主あるいは債権者・労働者等ステークホルダーによる経営責任追及制度、および行政による監視制度、の3つの側面に着眼する。

(1) 内部監査制度

「企業法」の会社形態には有限責任会社、一人有限責任会社、株式会社、パートナーシップ、私営企業があるが、以下ではこのうち有限責任形態であり、また国有企業会社化の受け皿でもある前三者に注目する。

(イ) 有限責任会社

まずは有限責任会社は、出資者・経営者相互に顔の見える閉鎖的投資形態として前提されている(26条)。経営構造においては社員

総会の主権を保障する規定が目立ち、総資産50%以上の資産処分や取締役報酬決定などを含む多くの経営項目が社員総会の専権事項として法定され(35条2項)、また厳格な特別決議の対象事項を明記し(39条)、いっぽう取締役の権限事項は日常経営事項に関する限定列举にとどめている(41条2項)。

内部型経営監視においても、社員総会自身による直接的役割が中心である。社員総会会長の経営監視義務(36条2項d号)を定めるが、しかし会長は社長を兼任しうることから(36条1項)、経営内部の階層性自己監視制度とは異なる。実質的にはむしろ、会長兼社長に対する社員総会の人事権発動が経営監視の中核であるとみられる。なお合議制の取締役会などの会社機関を想定していない。ただし社員11名以上の場合に「監査会」の設置を義務づけるが、その権限・構成はいっさい定款の自由に委ねられている(34条)。

(ロ) 一人有限責任会社

一人有限責任会社は、唯一の社員(46条以下にいう「会社所有者」)の投資で成立するが、その持分の一部譲渡を通じて一般の有限責任会社へ容易に転換する道も開かれている(46条2項)。まさに国有企業の会社化の漸進的展開を可能にする選択肢として、中国の会社法の動向に学びつつ採用された経緯が知られている²³。その経営構造においては、「会社所有者」の専権事項として、上記の有限責任会社における社員総会・社員総会会長と同様の権限事項が法定されている(47条)。こうした構造は同時に、会社化の文脈では、国有

企業に対する国家介入を限定する趣旨をも含んでいる。しかしその他の内部機関の権限配分については定款の自由に全面的に委ねられ(49条)、法はなんらの具体像も示していない。

(ハ) 株式会社

株式会社では、株主総会は最高意思決定機関とされ、会社の発展計画策定や総資産50%以上の資産処分その他の専権事項を定めているものの(70条)、他方で「取締役会」が常設の経営機関としてすべての経営判断を委ねられており(80条1項)、とくに専権事項として、報酬自己決定権や利益処分の決定権などを含む広範な項目が法定されている(80条2項)。少なくとも上記の有限責任会社との比較において、かなり所有・経営の分離の進んだ前提であることがわかる。

経営監視体制としては、「取締役会」会長による経営自己監視を定めているが(81条2項d号)、しかし会長は社長を兼任できるなど(81条1項)、必ずしも厳格な階層性の自己監視制度を想定しているわけではない。またこうした自己監視体制の背後には株主総会の取締役人事権が効いているわけであるが、その株主総会の議決については、国家授権機関や発起人のみが保有しうる「議決権優先株式」なる特殊制度が設けられており(52条2項・3項)、経営人事への統制装置として注目される。以上のほかに株主数11名以上の会社において「監査会」の設置が義務化され、株主総会が任免権を握り経営体制から独立した機関ではあるが、しかしその権能は基本的に会計監査にとどまる(88条)。なお他に、株式総

数10%以上を保有する少数株主が「取締役会」「監査会」のメンバーを1名指名しうるとするユニークな権利が法定されているが(53条2項)、しかしながらいっぽうで上記の「議決権優先株式」なる特殊なしくみが機能することで、株主総会の意思決定が容易に多数派工作により支配され、少数株主の発言権が抑制される。

(ニ) 国有会社との比較

比較の対象として、2003年採択の新「国有企業法」下の「国有会社」に注目する。なお新「国有企業法」は1995年旧法と異なり、国有持分100%の「国有会社」のみならず、国有持分100%の株式会社・有限会社、また国が支配的持分を有する株式会社・有限会社をも適用対象とするが(2条)、しかし実質的な規定の多くは「国有会社」に向けられており、コーポレート・ガバナンスももっぱら「国有会社」の規律をめぐって規定されている。このうち「取締役会」を設置するものとししないものに大きく分かれ、企業集団や大規模企業ではその設置を必須とする(21条)。

「取締役会を設置しない国有会社」では、複数の取締役を置き、経営全般の権能と義務を集中しているが、経営自主権の範囲は総資産30%以下の取引等に限定されるなど国家主管部門のコントロールがかなり残っている(26条)。他にとくに内部監視機関は置かれていない。あえていえば労働者の恒常的な経営参加・監視が宣言されているが(44条)、具体的な権利行使という意味ではあくまで国家主管部門の要請を受けた取締役・執行部不信

任決議制度がある程度である(45条5項)。したがって経営監視機能は、もっぱら取締役の任命権者(国家主管部門)による懲戒手段の発動に依存するとみられ(25条3項・27条)、2003年政令271号がそうした国家的監視手段の行使基準を具体的に規定している。

いっぽう「取締役会を設置する国有会社」では、「取締役会」の経営自主権の範囲がたとえば総資産50%以下の取引等と上げられており(30条)、所有・経営の分離がより進んでいる。こうした経営権に対する監視機能としては、「監査会」が存在し、その権能は業務妥当性全般の審査に及ぶとされるが、しかしその任免権は「取締役会」じたいが掌握している(37条)。また「取締役会」自身が社長以下の執行体制に対する任命監督を介して自己監視機能を果たす(40条・42条)。なお「取締役会」は地方行政や労働者に関わる議題につきこれらの代表を招致する義務があるが、あくまで意見聴取の趣旨であってこれら代表が採決に参加するわけではない(34条3項)。労働者の参加機能としてはこのほか「監査会」に代表1名を送り込む権利(37条3項)、またやはり国家主管部門の要請を受け対取締役・執行部不信任決議を行う権限(45条5項)などがある。他方で、「取締役会を設置しない国有会社」と同様に経営責任違反の懲戒(43条3～5項)を通じた国家主管部門の監督機能が存在し、やはり2003年政令271号の基準が適用される構造である。以上総じて、「取締役会を設置する国有会社」の経営監視の骨格は、「取締役会」を中核とする自

己監視体制であり、「監査会」もその任免権限に服しつつ一隅を占めるに過ぎず、たとえばドイツ株式法にみる階層型の監視機関とは対極の脆弱な存在であり、労働者の参加も限定的である。なお国家主管部門が出資者・人事権者たる地位で、こうした経営自己監視体制への監視を及ぼす構造である。

こうした「国有会社」の内部監視構造は、上記の「企業法」下の一般会社制度との類似性が際だつてであろう。たとえば有限責任会社が、取締役会や監査会といった常設機関を原則法定せず社員総会による直接の経営監視機能を中心とする性格は、まさに上記の「取締役会を設置しない国有会社」が、出資者たる国家主管部門の経営関与余地を多く残す傾向とパラレルである。両者の主要な相違は、有限責任会社が「定款の自由」による独自の経営体制の構築を許容するのに対して、国有会社の体制が基本的に細部にわたって法定されている点にとどまるのではないか。いっぽう株式会社についても同様に、「取締役会を設置する国有会社」との類似性が顕著であり、すなわち両者とも所有・経営の分離が一定程度進み、「取締役会」による自己監視体制の骨格が似通う。また両者ともに「監査会」を置くが、株式会社では会計監査機能にとどまり、いっぽう「取締役会を設置する国有会社」では監査権能が業務全般に及ぶものの取締役会が任免権を握る点で、あたかも先進国の会社制度で論じられる社外取締役監査委員会との類似を思わせ、実質的監視効果のほどに限界が予想される。また両者とも内部型監視過

程に第三者的関与を組み込むものの実質的な限界を残しており、たとえば株式会社では少数株主による取締役会・監査会への代表指名権を法定するが、「議決権優先株式」で武装した支配株主・経営陣に対抗しうるものと考えにくい。また「取締役会を設置する国有会社」では地方政府や労働者がやはり監査会への代表指名その他の参加契機を有しているが、監査会じたいの位置づけの低さなどからいって限定的な参加にすぎない。両者の決定的な相違はやはり、「定款の自由」による企業独自の構造改革努力が許容されていくか否かの点に尽きると見られる。

(2) 経営責任追及の主体と手段

つぎに取締役・支配株主等の経営支配体制に対する経営責任追及のありかたが、コーポレート・ガバナンスの関心事である。さしあたり少数株主また債権者・労働者などいわゆるステークホルダーの有する経営責任追及の根拠権限、またその権限行使の内容、また経営情報の開示契機に着眼する。

(イ) 有限責任会社

まずは有限責任会社の取締役責任の根拠規定として、一般的に注意義務(41条3項a号)や忠実義務(同b号)を規定し、また事前許可なき自己取引・利益相反取引の無効(42条)を挙げる。またとくに債権者の関係では、支払不能時における通告義務違反・賃金支払い義務違反について取締役個人への損害賠償請求権があり(41条3項c号)、また減資手続(43条3項)や配当規制(44条)の違反につい

て、債権者の返還請求権がある(45条)。

こうした取締役責任の追及主体・手段では、株主については、単独株主権として自己の直接損害の立証を要する取締役責任追及規定があるのみで(29条1項g号)、株主代表訴訟はない。そもそも少数出資社員の権利保障は全般的に薄く、単独株主権としての情報閲覧権(29条1項d号)や、出資総額35%以上の保有者(つまり39条2項の特別多数決要件を阻む拒否権の保有者)による総会招集権(29条2項)を定める程度であり、むしろ拒否権に達しない反主流派は持分買取請求権(31条)を通じて会社から退出する想定がなされている。

いっぽうその他ステークホルダーによる追及権限・手段も十分でない。債権者にとっては、上記の支払不能時の取締役への損害賠償請求権は、破産法上の破産申立義務違反ともども運用上の権利行使の限界が不明である。また上記の減資手続や配当規制の違反についても、そもそもこれら減資手続や配当規制じたいがきわめて簡素でさしたる内容を欠いているため、意義が薄い。いっぽう労働者による経営監視契機とみられる規定は特段ない。

さらにこうした権利行使の重要な前提をなす情報開示の契機としては、単独株主にとって会社情報閲覧権が保障されているが(29条1項d号)、債権者他のステークホルダーにとっての開示規定は存在せず、情報源は会社登録情報以外にはない。しかし会社登録所では定款を含む登録内容そのものの閲覧は認めず、あくまで必要に応じた部分情報や営業登

録証写しの取得を申請しうるにすぎない(20条2項)。結局、情報アクセスは契約交渉上の力関係に応じた財務開示特約に依存せざるを得ない。

(ロ) 一人有限責任会社

一人有限責任会社では、会社所有者たる国家の出資引上げ禁止(48条1項)や配当規制(48条3項)が債権者利害に関係するほかは、特筆すべき規定はない。

(ハ) 株式会社

株式会社では、まずは取締役責任根拠として、やはり会社・株主に対する一般的な注意義務(86条1号)や忠実義務(同2号)のほか、取締役に加えて保有株式10%以上の支配株主や利害関係人を対象とする自己取引承認手続を置く(87条)。また債権者との関係で、有限責任会社と同様に、支払不能時の債権者通知・賃金支払い義務違反における取締役の損害賠償義務(86条3号)、また株式買取手続違反や違法配当にかかる株主・取締役の対外連帯責任(68条)などが規定されている。

いっぽうこうした責任規定の追及主体・根拠としては、まず少数株主(株式保有10%以上)について、代表訴訟等の根拠はとくに明記されず、採否を定款の自由に委ねているとみられる(53条2項d号)。ただし少数株主にとって情報アクセスは、本店常備の会社情報閲覧権(94条2項)のほか、上述のように「取締役会」「監査会」の代表指名権を介してもアクセス可能とみられる(同a号)。つぎに債権者については、上記の支払不能時の損害賠償請求権や、減資手続や配当規制違反の連

帯責任追求権があるが、有限責任会社の場合と同様の限界を抱えている。なおそもそも債権者利害にかかわる資本充実規定としては、ほかに発起人の3年間20%出資維持責任(58条)がある程度であり、最低資本金は下部法規の運用に委ねられ(6条4項)、準備金積立等の規制も存在せず、減資異議申立て手続も明記されていないなど、配慮が乏しい。

また債権者の情報アクセス機会はきわめて限られる。会社登録所の会計情報の閲覧に際しては「利害関係」の立証を要求されると見られ(93条2項)、また上述のように会社登録所は基本的に必要に応じた部分情報や営業登録証写しを許可するにすぎない(20条2項)。また本店常備の会社情報を閲覧する権利は債権者には明示的に与えられていない(94条2項)。他方、労働者の経営監視契機については特段明示されていない。

(二) 国有会社との比較

「国有企業法」のもと、「取締役会を設置しない国有会社」も「取締役会を設置する国有会社」もほぼ同様に、取締役責任として、会社・国家利益を図る注意義務(27条1項・43条2項a号)や忠実義務(同2項・同b号)を挙げるほか、より具体的な責任追及根拠として、定款違反・会社目的逸脱等で損害を生じた場合における対会社・対国家損害賠償義務(同3項・43条2項e号)、不当経営における懲戒処分(同4項・同3項)、2年間連続損失計上・国家目標不達成(25条3項・27条5項・43条5項)や破産申立義務違反(27条7項・43条6項)における解任・減給・損害賠

償等、支払不能の通告義務違反等における対債権者賠償義務（27条6項・43条2項c-d号）、許可なき兼任・利益相反取引の無効（同9項・36条）などを規定する。「取締役会を設置する国有会社」ではこのほか取締役会の経営連帯責任を原則化し（43条1項）、また上記の支払不能通告対象を全債権者としている（43条2項c号）。

こうした責任規定の追及主体・手段は、一義的に任命権者である国家主管部門（21条2項・32条2項）が掌握し、基本的に所有・経営間のエージェンシー関係に依存している。なお国家の企業所有権を代表行使する国家主管部門は、国家に甚大な損害を与える局面では経営連帯責任を負うものとされている（68条4項）。

その他のステークホルダー（たとえば債権者や労働者）による監視根拠は明確でない。債権者は直接的権利として、取締役に対し、上記の支払不能通知義務違反での損害賠償請求や、破産申立て義務違反における会社債務の代替責任を追及しうるわけだが、損害の立証や経営責任の限度といった適用基準が不明なだけに、こうした個人責任を現実には債権者がどこまで追及しうるか運用に委ねられる。このほか注意義務・忠実義務などの一般規定や対会社責任規定を受けた会社代表訴訟といった余地は根拠が見出せない。また他方、企業所有者たる国家（62条）や国家主管部門の経営支配責任を問うていく余地は、基本的に対外有限責任原則（14条2項）で阻まれ、見出しにくい。またそもそもこうした債権者の

監視契機の前提となる情報アクセス機会は、上記の支払不能通知の段階以前ではなんら保障されておらず、財務情報の一般的・個別的な開示根拠は見出されない。個別の融資契約交渉の力関係に応じて特約を盛り込む以外にはありえないことになる。

いっぽう労働者にとっての情報開示機会は、「取締役会を設置する国有会社」では、「取締役会」への招致を受け（34条3項）、また「監査会」に送った代表（37条3項）を通じた情報入手も可能である。しかし具体的な権利行使契機は、上述のように国家主管部門の要請のもとで取締役・執行部に対する不信任決議権（45条5項）が存在する以外には、直接の権利根拠は見当たらず、また間接請求としての会社代表訴訟の行使も根拠がなく考えにくい。

以上のような「国有会社」との比較で、「企業法」下の各会社形態は、少数株主・債権者・労働者といった利害関係者による経営監視根拠が不足する点で実質共通する。むしろ「国有会社」のほうが取締役の対会社責任・不当経営・経営目標などの内容的基準を明記しているだけに、ステークホルダーが責任追及を図っていく足がかりがまだしも多いという見方もある。

（3）行政的監視

以上のような会社自身のコーポレート・ガバナンスとは別に、「企業法」も「国有企業法」も、厳格な行政監督権限行使の契機を含んでいる。まず「企業法」における行政的監

視契機の一義的根拠は会社登録制度であり、これは届出制度ではなく、実質的な許可主義の性格を示す。すなわち、登録申請に際して極めて詳細な情報提示を要求し(13~25条)、また行政による登録済み証の発行拒否権(12条)や撤回権(121条3項)といった制裁手段が留保されている。また登録に際しては業際を越えた営業を禁じ(8条1項)、品質向上・現地雇用などの特殊な義務規定を設け(8条4項)、登録行政が常時監視や抜き打ち検査を実施する(116・117条)。このほか産業領域毎の規制に服する義務が明言され(6条3項)、ここには「商業法」以下の詳細な業法規制その他が含まれるであろう。

いっぽう「国有企業法」(87~89条)は、行政監督手段として、法令の制定・適用、国家計画の実施、国有会社登録制度等を通じた経営情報監視、経営陣への人事権発動、抜き打ち検査を含む会計検査、を挙げる。つまりは国家として、行政立法権者・国家計画策定者・会社登録管理者・会社出資者などあらゆる持てる資格を総動員して、行政的監視を及ぼす方針が示されている。とくに行政法令に

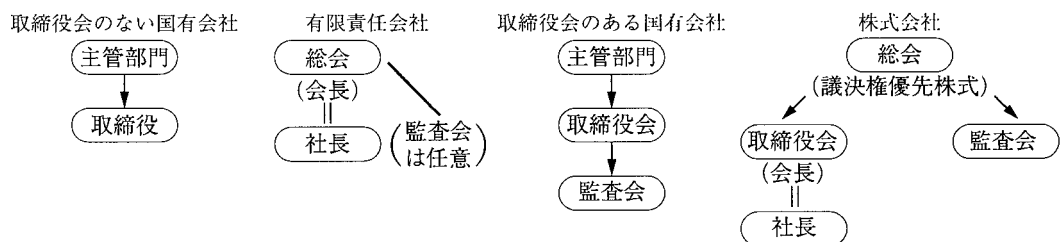
よる業法規制や会社登録制度を国家的監視の中核に据える点は、「企業法」と共通する。

(4) 政策的特色：国家管理の制度化

以上コーポレート・ガバナンス構造の比較を通じて、「国有会社」と「企業法」下の会社形態の類似性が強く見いだされたが(下図-2参照)、背後に共通して、国家管理手段たる性格が浮かび上がるであろう。いずれも経営構造のうえで出資者の合議機関である総会の経営主権が強調され、経営監視メカニズムにおいてはこうした総会による人事の支配に裏打ちされた経営監視制度が中核をなし、少数株主・債権者・労働者といった利害関係者による外部者的監視契機が共通して弱い。こうした類似性の背後には、共通の政策意図が横たわると想像される。それは「国有企業」および「会社化」した旧国有企業に対する、国家管理の制度化に他なるまい。

かかる制度化は、「国有企業」に関しては、国家管理を一般会社法制的コーポレート・ガバナンス類似の一定のフレームワークのなかで実現する枠組みを設け、もって野放図な指

<図-2：コーポレート・ガバナンスの比較>



令制に歯止めを掛けながら、「国有企業」の体質強化につなげる意図であろう。いっぽう会社化し「企業法」適用下に入った旧国有企業にとっては、こうした制度化は完全な営業の自由に委ねることなく一定の国家管理の継続を組み込む狙いとして理解されよう。

実態のうえでも国有企業の会社化は、国有持分が過半数を維持し、あるいは労働者への分配を過半数とし、さらにこの両者の合計で特別多数を確保するなどにより、民間・外資などの出資者に特別多数決の拒否権を与えない出資構成を慎重に配慮して進められる傾向が見いだされる²⁴。それだけに、たとえば有限責任会社においてあたかも「取締役会を設置しない国有会社」と同様に、社員総会の直接的経営関与を強めた設計は、国有持株中心に社員総会の意思決定を左右しうる現実の出資構成を前提として、事実上、国家管理の枠組みとして機能しうると考えられる。また株式会社でも、「取締役会を設置する国有会社」と平行に所有と経営の分離を進めつつ、取締役会の経営自己監視体制を中核とするが、この背後には株主総会の経営人事権・懲戒権が控えているのであり、かかる株主総会の意思決定は上述のような国有持株中心の出資構成で左右され、あるいはたとえ国有比率が後退し外部資金導入が進む場合にも「議決権優先株式」なる特殊装置を通じて国家支配が貫徹しうる仕組みである。

さらにこうした内部型コーポレート・ガバナンスを介した国家管理の外でも、許可主義的な会社登録制度、検査制度、その他あらゆる

行政規制手段を通じて、厳格かつ包摂的な行政的監視の実施が想定されている。総じて、会社法制のコーポレート・ガバナンスにおいても、またこれを取り巻く行政規制根拠を通じて、「国有会社」形態と会社化形態とを問わず国家的・行政的な監視契機が縦横に組み込まれ、しかしそのかわり、少数株主・債権者・労働者といった会社内外の利害関心を活かした経営監視圧力の創出にはほとんど配慮が向いてない。むしろ少数株主や労働者の権利契機には意識的な限界が設けられていて（会社化形態では定款の自由余地はあるも）、経営支配の障害要素を抑制するかのようである。また債権者配慮規定は全般になきに等しく、このことは間接金融獲得基盤としての障害を懸念させるものである。

以上のような両者の類似性に鑑みるかぎり、「企業法」があくまで国有企業改革の選択肢として位置づけられていること、つまり国有企業改革を「国有会社」として進める場合と、会社化（株式会社化あるいは暫定的に一人有限責任会社を経るなどした有限責任会社化）を通じて進める場合とで、少なくとも後者で定款見直しなどが検討される以前の初期段階に関するかぎり、大枠でさしたる相違のない国家監視手段の実現が政策的に意図されていると考えられる。両者の相違はより中長期的に、会社化企業において国家出資比率の漸進的後退や、さらには上場などを経て、会社毎に独自の制度展開を模索する段階で初めて現れてくるであろう。

しかしいずれにせよ問題は、このような国

有企業改革の関心一色で彩られた会社法制が、民間企業の健全育成をも含むおよそ市場参入条件の一般的ありかたを歪めるおそれである。少なくとも、国家の出資者としての地位を最大限活用したメカニズムが、そのまま民間企業のモデルとして転用されるならば、支配株主の独裁に満ちた閉鎖的な私会社をはびこらせ、これに対する少数株主・債権者・労働者などの第三者的な監視圧力の不足が、深刻な限界として露呈してくることが予想される。

3. ロシア・中国との対比

上述のように、ベトナムでは1998年「企業法」が民間新設企業や会社化転換を認められた国有企業・外資企業にしか適用されず、「国有企業法」「外資法」と併存関係にあるが、いっぽう市場経済化過程のロシアや中国では、会社法を外資企業にも原則一律適用しており（ロシア1999年「外資法」20条・中国1993年「会社法」8条参照）、しかも現実にも国有企業改革の実施が徹底するなかで旧国有企業が続々と民有化・会社化していったことから²⁵、会社法はいまや名実ともに統一的な市場制度基盤として適用領域を拡げているといえる。そこで以下ではこうしたロシアや中国それぞれの会社法の特徴を把握しつつ、上記にみたベトナムにおける「国有企業法」「企業法」の管理主義的な設計と対比し、相互の政策論的な特色を見出したい（別表-1参照）。

(1) ロシアのコーポレート・ガバナンス

ロシアでは1995年「民法典第一部」が若干の会社規定を含み、この詳細化を有限会社法や株式会社法の制定に委ねたことを受けて、1995年「株式会社法」が登場した。しかし経営構造の骨格が定かでないとする批判があり²⁶、また管理主義的であるなどとして外資の批判を呼んだすえに²⁷、別途1998年「有限会社法」が登場し、圧倒的に活用されている模様である²⁸。

有限会社と株式会社の経営構造の相違として、まず興味深いことに、有限会社のほうがより所有・経営の分離が進む傾向を指摘できる。社員総会・株主総会はいずれも最高意思決定機関とされているが（有32条・株47条）、株式会社では総会の権限事項を20項目余りも法定し（株48条1項）、そのほとんどが定款で排除し得ない強行規定で（株48条2項）、厳格な大規模取引承認手続（株78～79条）や利益相反取引承認手続（株83～84条）等も当然に含まれる。これに対して、有限会社では総会の法定権限事項も比較的少なく（有33条）、経営陣の権限を拡げ（40条3項）、とくに合議制の取締役会を設ける際にはとくに大規模取引の決定や利益相反取引の承認等を定款で取締役会に授權しうると明記している（有32条2項）。なお株主数50人以下の株式会社では、定款の記載により、取締役会の経営機能を株主総会自身が担当しうるとし（株64条1項）、ことに株式譲渡制限を設ける閉鎖会社（株7条3項）を想定した経営形態と見られる。

かくて有限会社のほうが株式会社よりも経

営自由度が相対的に高いという制度設計の捻れが存在するわけだが、いっぽうこうした経営に対する監視メカニズムの面でも、有限会社では緩和傾向が目立つ。すなわち内部型経営監視機関として、株式会社では取締役会の自己監視機能を想定するほか（株65条14号等）、主に会計面の合法性審査として、株主総会が任命する監査会の設置を法定しているが（株85条）、有限会社では合議制の取締役会を任意機関とし（有41条）、その権限事項を定款の自治に委ねてなんら法定せず（有32条2項）、また監査会も（時限的に認められる社員数50人以上の会社を除いては）任意機関とされ、やはり権限内容を法定しない（有47条5項）。

また少数株主による経営監視契機としては、株式会社では株主総会の決定過程で、株式保有数2%による議題提案権（株53条）や同10%の総会招集権（株55条）、また取締役選任累積投票制度や総解任制度（株66条1項）などを通じた少数株主の経営参加を保障するほか、取締役責任追及の契機として、株式保有数1%基準で会社代表訴訟を制度化している（株71条5項）。しかし有限会社では、株式保有数10%の総会招集権が見いだされる程度であり（有35条2項）、代表訴訟制度は存在しない。なおこうした少数株主権の位置づけの相違は、上場企業における大衆株主や機関投資家の権利といった通常の文脈を越えて、ロシアの国有企業改革の文脈ではとくに、従業員持株制度を介した労働者経営参加の展開可能性に影響を及ぼすことが考えられる。

また債権者による監視契機の関連では、まずは有限会社も株式会社も、債権者による経営責任追及根拠として、支配株主・支配会社の倒産責任（有3条3項・株3条2項・6条2項）が共通する。ただし株式会社では他に債権者利害に関わる資本充実規定が目立ち、各種再編における債権者異議手続（株15条）、発起人の引受責任（株25条）、最低資本金（株26条）、準備金積立基準（株35条）、自己株式買収の制限（株73条・76条5項）などの配慮が盛られている。債権者の情報アクセス機会も、本店等に補完された会社書類に対する開示請求権が株主のみならず債権者に明示的に認められている（株89条2項）。これに対し有限会社では、最低資本金は株式会社の10分の1で（有14条）、準備金積立基準を法定せず（有30条）、債権者異議手続の期限はより短く設定されているなど（有51条5項）、規制緩和が目立つ。また情報開示面の規定はきわめて限定的であり、むしろ連邦法で強制される以外に情報開示義務はない旨を宣言した上で、株式・社債発行を行う場合に限って年次報告書と貸借対照表を公開するのみでよいと規定しており（有49条）、また会社保管書類についても社員による閲覧を想定するのみであって債権者の情報アクセス根拠は明記されていない（有50条）。

本来コーポレート・ガバナンスの議論においては一般に、株式会社における所有・経営の分離を前提に、そうした経営権の逸脱を監視する趣旨で一定の経営監視メカニズムの強行規定を論じていくわけであるが²⁹、以上の

ようにロシアではむしろ、経営構造面で株主総会の直接指導色を残した株式会社では、少なくとも比較法的に見劣りしない多様な経営監視契機を設けるが、逆に株式会社以上に経営自由度の高められた有限会社では、経営監視面ではあくまで一般的な有限会社並みにとどまるという、矛盾が露呈した感がある。内外投資家が圧倒的にこの有限会社形態を好んで利用している現実、投資家利益がコーポレート・ガバナンスの真摯な追究を阻害し、むしろ規制緩和型の法制を繁榮させていく実情を映し出している。

(2) 中国のコーポレート・ガバナンス

中国1993年「会社法」は、有限責任会社、国家独資有限責任会社、株式有限会社の3形態について規定するが、いずれの形態も社債発行を前提していることなどもあり、複雑な会社利害関係の調整を図ってコーポレート・ガバナンスのありかたは相互に類似する。

まずは経営構造のうえでは、いずれも出資者の経営決定権を強調する点で共通する。すなわち社員総会・株主総会の主権を明記し(37条・102条)、その法定権限事項として各種の経営決定権を明記し(38条・103条)、いっぽう取締役会以下の経営権を制限列举とする(46条・112条)、などの傾向である。会社法の骨子が、主として国有企業会社化を念頭に置きながら、国家主管部門による介入根拠や会社資産の管理を、会社所有者(4条1項)たる会社法上の地位の枠内に位置づける枠組みとして設計された経緯を反映している³⁰。

経営監視メカニズムの面も相互に類似性が目立つ。まず内部型監査機構として、比較的大規模の有限責任会社とすべての株式有限会社で、「取締役会」と「監査会」の設置を義務化し(51条・52条・112条・124条)、いずれも社員総会・株主総会の任免に属し、このうち「取締役会」に執行部の人事権を集中することで経営内部の自己監視機能を託するほか(46条9号・112条2項9号)、これと並行して、「監査会」が独立的立場から、会計面のみならず経営全般の妥当性審査を委ねられている(54条・126条)。小規模の有限責任会社でも、一名以上の監査役が同様の監視機能を担う(52条3項)。こうした自己監視型と独立型監視との併設スタイルは、従来の日本会社法の影響を思わせる。ただしこうした監査制度に労働者の参加が組み込まれている点は日本法を超える特色であり、すなわち有限責任会社の「監査会」(52条2項)、また国有企業間の合併・合併による有限責任会社の「取締役会」(45条2項)、また国有独資会社の「取締役会」(68条2項)や1999年改正後の「監査会」(改正67条)、およびすべての株式有限会社の「監査会」(124条2項)で、従業員代表の参加が義務化されている。ただしその参加比率は定款に委ねられる。

なお国有独資会社では従来「監査会」を必須とせず(旧67条)、むしろ「取締役会」への労働代表の参加を義務化し(68条)、そこに経営監督権限を集中する一種の階層制自己監視体制を想定していたとみられるが、現実には取締役会の専横を監視し得ないとする批

判が高まり、1999年改正で他の会社形態と同様に「監査会」の設置が義務化された。

以上のような内部監査制度のほかに、ステークホルダーによる第三者的な監視契機は必ずしも充実してはいない。たとえば上述の「監査会」「取締役会」における労働者の参加、また従業員の招聘・意見聴取義務を規定し(55～56条・121～122条)、ドイツ流の共同決定方式の影響を受けた労働者の経営参加・監視契機であるが、しかし参加比率が定款に委ねられるなど、ドイツ株式法における過半数代表の義務化からは程遠く、実施傾向も有名無実化がいわれる。

また少数株主の監視契機は、株主総会を通じた経営参加根拠として、有限責任会社では株式保有数25% (43条3項)、株式有限会社では同10% (104条) の総会招集権を規定する程度である。また経営責任追及契機としては、単独株主の損害賠償請求に言及するのみで(110条)、会社代表訴訟の制度根拠はない。また経営責任の根拠としては、法令・定款違反による対会社損害賠償責任を一般的に規定するのみで(118条3項)、注意義務・忠実義務を一般的に敷衍する規定はない。

また債権者による監視契機として、いずれの会社形態も社債発行を想定するので(159～173条)、債権者利益の保障したいは充実しており、厳格な最低資本金制度(23条2項・78条2項)、設立時の出資全額払込み検査(26条・91条)、厳格な準備金積立て原則(177条)、合併・分割・減資の債権者異議手続(184～186条)などが共通して及ぶ。しかし債権者が主

体的に経営責任追及等を行行使する根拠は見当たらず、破産清算手続における清算組の責任追及規定(198条3項)がある程度である。また情報アクセス面でも、開示される財務書類の範囲は充実しているが、債権者への開示は言及がない。むしろ同法の詳細な罰則規定が、不実登記や経営の忠実義務違反などに刑事責任にも及ぶ厳格な制裁を設けており、主管部門・証券管理部門・会社登録機関等の責任(220～224条)による行政的監視の根拠としている。

以上のように中国会社法のコーポレート・ガバナンスは、内部型監視制度では会社所有者の経営監視、経営自己監視、監査会の経営妥当性審査、労働参加、など多様な軸を実験的に盛り込む特色があるが、設計上の改善の余地が多いと見受けられる。また少数株主や債権者といった第三者的な監視契機についても同様の限界がある。中国政府自身の認識としても、現行制度のもとでは、たとえ国有企業会社化の便宜にかなうとしても、民間企業の育成には不備であるとして、徐々に改革過程にあるとみられる³⁾。ただし目下はいまだ会社法の抜本改正には及んでおらず、たとえば2002年公布の証券監督管理委員会「コーポレート・ガバナンス原則」に見るごとく、あくまで上場企業に限った部分対応に当面終始している。

(3) ベトナム法の政策志向

以上にみたロシア法・中国法との対比で、ベトナム企業法制のどのような特色が浮かび

上がるであろうか。

まずは経営基本構造において、ベトナム2003年「国有企業法」の国有会社も、1998年「企業法」の有限責任会社・株式会社も共通して、「会社所有者」たる出資者の経営権限の大きさが目立ち、この点はロシア1995年「株式会社法」や中国1993年「会社法」の傾向と類似する。こうした経営構造の示唆する政策意図は、国有企業「民有化」の多くが少なくとも立法当初は従業員持株制に帰す傾向のあったロシアでは従業員経営参加の文脈で理解しえようし、いっぽう所有改革を避け漸進的な「会社化」を志向した中国・ベトナムでは国家による経営統制のねらいを示唆するだろう。他方で、外国投資家などの要請を反映したロシア1998年「有限会社法」がむしろ所有・経営の分離を際立たせ、定款の自由が大きい点で、異色である。

ところが経営監視構造の面では、ベトナム法はむしろ規制緩和志向のロシア「有限会社法」との類似性を示す。すなわち国有会社も有限責任会社・株式会社も、出資者の人事的統制のもとで経営自己監視制度に依存し、このほかには内部監査機関は法定権限が脆弱かないし任意機関であり、そこへの従業員参加も形骸的であり、また少数株主権や債権者による経営責任追及は法定されず、情報開示の範囲や対象も限定的であるなど、第三者的監視契機もほとんど意識されていない。ロシア「株式会社法」や中国「会社法」がともに内部監査制度に意を砕き、債権者配慮や情報開示の充実を図り、またロシア「株式会社法」

の少数株主権強化や中国「会社法」の共同決定方式など、従業員の経営監視契機につながる工夫をそれぞれ模索しながら、いずれもより実効的な経営監視のありかたをさぐって多様な制度設計を探究する傾向とは、対極的である。ただし、ベトナム法が会社登録制度の実質的な許可主義化をはじめとして行政的監視に重きを置く点は、同じく主管部門・会社登録機関ら行政機関の課罰権限を重視する中国法の性格に通う一面である。

以上の対比から、ベトナム法のコーポレート・ガバナンスが、ロシア法・中国法の動向をリアルタイムに追いそれらの細部の規定ぶりを区々に傍用して設計された跡が十分うかがわれるわけであるが、しかしながらロシア「株式会社法」や中国「会社法」改革議論にみるような、およそ市場参加条件一般のありかたを探って経営監視メカニズムの実効的な設計に意を砕く姿勢は見えない。むしろ議決権優先株などの特殊装置を考案するなどで専ら出資者による経営支配体制に意を砕き、また重層的な行政的監視を敷くなど、その内実は、あくまで国有企業の会社化を想定しながらその過程に国家管理を及ぼす道具立てに他ならない疑いが浮かび上がる。こうした特異な会社法制のありかたはしかし、上述ロシア「有限会社法」が内外投資家の好評を博した点にいみじくも表れているように³²、国際的なコーポレート・ガバナンスの規制緩和基調から大きくはずれるものではないだけに³³、ことさら違和感なく内外に受け止められてしまった感があるのではないか。

こうした国策優位の制度設計の裏面として、「企業法」は民間企業の勃興・自立を想定した実効的な経営監視構築の視座をほとんど欠いていると言わねばなるまい。企業活動を取りまく第三者的な監視契機を真摯に検討していないばかりか、とくに議決権優先株などの特殊な管理手段が、民間企業においては支配株主による閉鎖的な悪しき経営独裁を助長する土壌として機能するおそれを伴うのではないか。支配株主体で、適切な第三者的監視を欠く現行法のコーポレート・ガバナンスは、まさに支配株主の経営実権を中核とするファミリー財閥まがいの経営構造に他ならず、こうした私会社支配の脆弱性はすでに「アジア危機」を契機に国際的に徹底的批判に晒された³⁴。現行法制のもとでは、今後勃興しつつあるベトナムの民間企業・会社化企業の健全化を著しく阻害するおそれがある。であるとすれば、会社法制は改めて市場参入条件一般の本来的要請に立ち返って見直しを避けられないであろう。

4. 国有企業改革と企業法

「企業法」の以上のような国家管理主義的な性格は、市場制度基盤として問題を残すとして、では市場参入条件の規律に優位するいかなる政策上の要請に配慮がなされているというのであろうか。ここで国有企業改革の視点で問題を捉え直したい。

国有企業改革をめぐるのは、ロシア・東欧で実施された急進的な所有改革（民有化 privatization）と、中国が国有原則を維持す

るなかで実施した各種の経営改革や会社化（股分化）などのいわゆる中国流「所有・経営の分離」手法が対比されてきた。市場経済化の多様な改革領域のなかで、国有企業改革は「ショック・セラピー」と「グラデュアリズム」の相違がもっとも強調された領域の一つであり、改革断行のスピード面もさることながら、改革の方式、すなわち企業の改革再編に伴い、財政によるいわゆる「ソフトな予算制約」の支援チャネルを即座に断ち切るのかあるいは暫定的に維持しつつ金融制度の確立に見合って徐々に後退させていくのか、改革プロセスの相違が注視された³⁵。しかし上記のように各国毎の産業構造・国有企業就労率などの初期条件の相違に論点に移り、またロシア東欧でも非合法の「ソフトな予算制約」は残ったとか民有化も会社化も実質は従業員支配であったなどとして相違を相対的なものとみる見解も行われるなかで³⁶、両者の各論的な比較は下火になっているとみられる。

ベトナム国有企業改革もまた、1986年の改革路線（ドイモイ）開始以降、関連する多様な市場法制全般の改革過程と並行して進んだ。国有企業改革はドイモイ開始初期から現在に至るまで、所有改革を意図せず、国家所有・支配の基本を維持しながら経営自主権・独立採算制・会社化（equitization）といった経営改革メニューを実施し、また財政面・国策金融面で「ソフトな予算制約」を維持してきた点で、基本的に中国の方針に学ぶ「グラデュアリズム」の一例と理解されてきた³⁷。しかし問題は改革の方式やスピードよりもむ

しろ内容、つまりこの漸進的な時間的猶予の間に、「グラデュアリズム」が向かう目標の相違が現れているのではないかという視点であろう。すなわち中国では現実には「会社化」が進展をみており、その会社所有構造も国有・従業員所有を越えて集団所有・民有の比重を漸増させてきたと見られるが³⁸、ベトナムでは「会社化」はあくまで中小規模の国有企業を対象として限定的に実施されており³⁹、その所有構造も国有・従業員所有で特別多数決を維持する実態である。さらに大規模や重点領域の国有企業についてはむしろ国策的に強化し、国際競争力のある企業集団（総公司 *tong cong ty*）としてコングロマリット化させていく国家主導の産業政策を際だたせている。このような「グラデュアリズム」の分岐は、さしあたりベトナムの国有企業改革方針の枢要を立法形式で明示した2003年採択の新「国有企業法」に明確に現れている。

新「国有企業法」は、1995年「国有企業法」⁴⁰を 変更・代替して登場しているため、新旧対比が示唆を含んでいる。まずは新旧の射程の違いが明白であって、1995年「国有企業法」は、「国有企業」なる概念を一般企業法制における会社とは別個の法人格として想定したうえで（1条）、権利義務・設立解散・経営体制・企業集団の権限配分関係・国家持分の管理方針、などを独自に規定する内容であった。つまり同法は国有企業改革のメニューのなかでも、とくに「国有企業」たる法人格を有し国家の後見監督のもとで経営改革を進める場合に適用される法規であり、合併や投資や会

社化などにより国有持分が減じる局面では支配的持分・特別持分に相当する範囲でのみ監視機能を規定するものであった（49～54条）。つまり改革メニューとして「株式会社」「有限会社」に法人格を転換する「会社化」（equitization）を選択した場合には、基本的には一般企業法制の適用のもとに下り、民間企業や外資企業と同様の市場競争秩序に晒されて経営改善を進めることが想定されていた（1998年「企業法」1条2項同旨）。ところが2003年採択の新「国有企業法」は、まずは適用対象として、国有持分100%の「国有会社」のみならず、国有持分100%の株式会社・有限会社、また国が支配的持分を有する株式会社・有限会社、に言及する（2条）。しかも「企業法」や「外資法」等と規定内容が抵触しあう場合には、本法が優位することが明記されている（4条2項）。1995年法のもとでは別個に併置されていた国有企業秩序と一般企業法制秩序とが、いまや交錯しあい、前者が後者の既存秩序に変更を迫る構図が明らかである。とはいえ2003年法の規定の多くは実質的に「国有会社」に限って適用される内容であり、会社化された企業に関連する規定はといえば、設立手続（11条）、企業集団（46～61条）、国有持分の管理（69～72条）などの特則がある程度で、また国家による経営監視手段は国有持分100%企業では別途政令を設け、支配的持分以下の企業ではもっぱら「企業法」に依拠する（90条）、とされている。こうした「国有企業法」の規定が「企業法」と実際に抵触しあう局面は多くはないと考え

られ、たとえば国有持分に応じた経営代表の指名権（72条）などの独特な規定も、会社定款で明記するなど「企業法」上の枠組みに整合的に取り込む余地が十分あろう。

2003年「国有企業法」のより重要な論点は、「国有会社」の強化促進をめぐる規定箇所である。すなわち「国有会社」を今後新設していく強化領域としてハイテク・基幹分野や競争戦略分野などの明記（6条）、「国有会社」のコーポレート・ガバナンスをめぐる詳細規定（21～45条）、また「国有会社」の連携で規模・範囲の利益を狙う「企業集団」を促進し（46～61条）、なかでも大型「国有会社」を支配会社として独立性の高いコングロマリット形成を促す規定（54～59条）は注目に値する。こうした規定傾向のなかに、一般企業法制の適用を受ける「会社化」企業とは別個に、従来型の「国有会社」を存続・新設し、その経営監視体制の改善や大型化・系列化を通じた体質強化を図って、今後の経済発展を牽引する基幹的役割を期待していく方針が明確に読みとられる。

こうした「国有企業法」の立法内容の変化は、ベトナム国有企業改革の方針変化を示唆している。1995年法の骨格は中国の制度設計ときわめて類似していた。中国は改革初期以来の請負制などの経営改革メニューの根拠法となった「全人民所有制企業法」他の国有企業法分野を維持したまま、これと並行して会社法制の暫定的試行を積み上げて1993年「会社法」に結実させ、まさに国有企業を民間・外資と同一条件で市場競争秩序に晒していく

会社化の基盤とした。当初は、会社化に便宜のある国有独資有限会社の特則を設け、また出資者たる会社法上の地位の枠内でいかに国家監督を及ぼすべきか1994年「国有株式権管理弁法」で方針規定するなど、会社法制を国有企業改革の手段とみなす道具主義が顕著であった。ところが中国においては、その後1990年代末にかけてWTO加盟に伴う外圧などを背景に、自由主義的な法制内容全般の見直しが進み、すなわち1998年の民商統一「契約法」の登場、1999年の「外資法」改正などと前後して、1999年「会社法」改正で国有独資有限会社の経営監視体制を強化するなどの動きがあり、2000年代にかけてさらなる抜本改正を準備中であり、また2002年には証券監督管理委員会が上場国有会社の支配株主責任を問い少数株主権を擁護するなどの「コーポレート・ガバナンス原則」を公表し、市場原理の徹底へ動いている。初期の中国国有企業改革のグラデュアリズムが、制度的ハードルを低めることで国有企業の会社化をまずは促してきたとすれば、いまやこうした第一段階が終了し、つぎに会社化した国有企業の適用法制を徐々に一般市場法制と統合化し、民間企業・外資企業との純然たる同一競争条件に置いていく、第二段階とも見るべき新たな展開に進みつつあることを思わせる⁴¹。

ベトナム2003年「国有企業法」は、こうした中国の第二段階への飛躍に直面して、ベトナム国有企業改革がむしろ中国路線からの分岐を選びつつあることを示唆している。「会社化」の延長線上で会社制度基盤の同一条件

化へと歩む中国とは異なり、ベトナム2003年「国有企業法」は明らかに「会社化」の文脈とは別に、「国有会社」強化路線を追求する。こうした新規路線の背後に、ロシアの昨今の方針転換、すなわち初期ショック療法の所有民主化路線をうち捨て、大企業の合従連衡を通じた企業集団形成を進める介入主義的な産業政策が、影響を与えている一面が想像される。

こうした国有企業改革の要請が今後のベトナムの制度構築を既定していくとすれば、いずれは市場制度基盤適正化の要請と衝突する局面が避けられないはずである。衝突が今までにことさら顕在化していないのは、現行「企業法」が国有企業改革の要請に従って設計されたゆえに他なるまい。今後、市場取引主体全般の見地で「企業法」を改訂し、たとえば少数株主・債権者・労働者といった新たな経営監視圧力を想定していこうという気運が起こった場合、はたして、会社化した旧国有企業への国家主導権が相対的に侵食される制度設計が政治過程で受け入れられていくのか。また「企業法」とのコーポレート・ガバナンスの類似化を一つの正当化根拠として際立たせつつ存続・強化が図られる「国有会社」は、やはり「企業法」改訂が起これば、並行して国家主導権の後退に追隨していけるのか。中国「会社法」改正議論が、国有企業優位であった会社法制の標準を改めて市場制度基盤の要請優位に改変する動きであり、それは会社化が進展した民間セクターの比重高まる中国の経済事情が然らしめるものであ

るとして、しかし国有セクターに依存せざるを得ない開発戦略を描くベトナムでは、国有企業の放縦を意味しうる国家主導権の後退は、困難な消極的政策判断であろう。この困難が「企業法」の改訂を阻んでいくことは予想しやすい⁴²。こうした困難を打開する道は、一つには「国有企業法」と「企業法」とが完全に袂を分かち、後者を改訂しながらも前者はもっぱら国家管理の下に置きつづける道だろう。しかしながら現実問題、こうした国家管理の道は、一般会社制度の模倣という術を失い、ロシア・中国というモデルから乖離し、暗中模索に陥っていくのではあるまいか。やはり「企業法」との連動を続けられないしは一体化へ向かい、国家管理の後退を受け入れていく道が現実的であり⁴³、そのために、この消極選択を埋め合わせるに足る積極的な政策判断を必要としている。たとえば経営監視の多様化を通じていかに国有会社・会社化企業の金融獲得能力が向上するか、あるいはいかに労働者自主管理の社会主義的理想に近づいていくか、といった多角的な政策論を広げていくことが肝要と考えられる。

注

- 1 MacMillan & Naughton (1996)、またSachs, J.D. and Woo (1997) 参照。
- 2 Sachs, J.D. (1996) 参照。
- 3 Fisher and Gelb (1991) はマクロ経済安定化や価格自由化などの短期的課題に対して、大規模民有化や制度整備を長期的課題とみなす「コンセンサス」を提示した。
- 4 1990年代後半の体制移行国研究における、競争政策・構造改革・法整備などの指数化の活発な動向について、井上武 (2002) p.19-30参照。
- 5 EBRD, *Transition Report* 各号の「移行指標」は、価格自由化・為替貿易自由化・小規模民営化・大規模民営化・企業改革・競争政策・インフラ整備・銀行部門改革・その他金融部門改

- 革・法整備、の10項目から成る。
- 6 例えばEBRD「移行指標」の法制面の原データは、会社法・倒産法・担保法といった主要な経済法制分野で実施された法制比較調査結果であるが (Slavova & Bernstein 1999; Ramasastry, Slavova & Vandenhoeck (2000); Fairgrieve & Andreas 2000他)、これら調査は各国毎に活躍する外国投資家・国際弁護士に対するアンケートという主観的な調査であり、立法内容面の向上度 (extensiveness)、法の実施度 (effectiveness) の両側面の回答を集計し、各国間の比較指標化を図っているが、投資家利害に偏重した評価の主観性や、国際比較の技術的限界といった問題を大に残す。
 - 7 例えば前注EBRD指標のアンケート調査項目も、外資導入に資するグローバル・スタンダードと称しつつ、規制緩和的な米国法の動向を全面的に反映するものとなっている。
 - 8 長谷川 (1994)、同 (2001) 等を参照。
 - 9 竹内 (2001) p.239以下。
 - 10 1995年民法典の全体的構造と意義について金子 (1995)、またその所有権規定の意義について金子 (1996-b)、またその契約規定の特色について金子 (1996-a) 参照。
 - 11 経済契約をめぐる、金子 (1998) 参照。
 - 12 商人主義に依拠する「商業法」の管理主義の本質について、前掲・金子 (1998) p.88-89。また同様の見解として志村 (1998) p.13-14。
 - 13 もちろん二元主義的な民法・商法の意義づけをめぐるのは、たとえば日本でも多様な議論があるところだが、しかしあくまで民法領域において市場秩序の基本的なありかたを定め (たとえば消費者保護等の現代的調整課題を政策論的に論じ)、そのうえで商法領域においては当事者対等性や取引の安全・迅速処理といったより技術的な要素を強調していくという二者連続的な関係は、明確である。
 - 14 たとえば日本からのベトナム法整備支援関係者がベトナム民法典の問題性として再三指摘してきた、静的秩序維持・原状回復主義への拘泥、いわゆる「取引の安全」に懐疑的な傾向 (表見代理等の善意第三者保護制度の不採用など) も、ベトナム民法典が高度な取引活動ではなく静的な私的生活関係の秩序に焦点を置くことを示唆する傍証であろう。
 - 15 ベトナム商業省作成による2002年6月19日付け商法改正草案。
 - 16 筆者の手元には、ベトナム向け法整備支援に携わる法務省法務総合研究所経由入手した破産法第一次・第三次・第七次草案があるが、関係者の意向をうけ法案成立前の現段階での論評は、本稿では差し控える。
 - 17 前掲・金子 (1998) p.93-94参照。
 - 18 ヴャチスラフ (2001) 参照。
 - 19 前掲・金子 (1998) p.94参照。
 - 20 1998年に公表されたOECD (1998) 前文参照。
 - 21 2003年12月10日採択。Cong Bao 2004年1号掲載” Law on State Enterprises” 参照。
 - 22 石田 (2002) p.103-109; Heberer, T. (2003) p.40等。
 - 23 志村 (1998) 参照。
 - 24 この傾向は、英文官報Cong Baoの公報にみるかぎり、2002年から2004年現在にかけて行われた会社化 (有限会社または株式会社) のすべてで共通している。
 - 25 ロシアで営利団体数に占める国有セクターは2003年初段階でもはや2.5%に過ぎない (北海道総務部ロシア室 (<http://www.pref.hokkaido.jp/soumu/sm-tksai/russia/>) 「有限会社法解説」概要参照)。中国では1978年時点でGNPの8割を担った国有セクターは1998年までに3割以下に縮小し、残るは集団セクターと民間セクターが拮抗しあうに至っている。
 - 26 ロシア民法典第一部 (1995年) は、社会主義的な生産関係秩序を重んじる保守的な経済法学派の影響を恐れた改革派が、施行を急いだ経緯があり、結果として「株式会社法」との間に各種の齟齬を生んだという見方がある。たとえば民法典でドイツ流階層型経営体制を想定した「監査会」の性格が、「株式会社法」では明確に織り込まれず、むしろ米国流の自己監視システムに帰したと見られている。前掲・ヴァチスラフ (2001) 参照。
 - 27 たとえばBurger, E.S., Danilov, E. and Paliashvili (1998) p.1。
 - 28 前掲・北海道総務部知事室国際化ロシア室「有限会社法解説」によれば、沿海地方の2001年時点の事業会社数で、有限会社が6割に及ぶが、株式会社は15%足らずとされる。
 - 29 たとえば前提・OECD (1998) 前文第四パラグラフ参照。
 - 30 志村編 (1998) p.23-24参照。
 - 31 1999年会社法改正に先立つ1999年10月の「会社法の改正に関する全人代決定」、また2000年「会社法の全面改正に関する全人代常務委員会計画」を受けた、国務院の準備動向につき、韓曉非 (2002) ほか。
 - 32 東欧諸国においても、上述のEBRD会社法実態調査 (前掲Slavova & Bernstein 1999) によれば、たとえばポーランドで少数株主権強化を図った会社法が成立し、現実には株主代表訴訟が多発するといった状況で、内外投資家の評価指標が急激にマイナスに転じるなど、投資家が規制緩和型の法制を望む傾向が如実に現れている。
 - 33 世銀等国際機関がアジア諸国・市場経済化諸国の法整備支援で採用するコーポレート・ガバナンス改革のモデルが、米国法律家協会 (ALI) の「コーポレート・ガバナンス原則」 (ALI 1994) に代表される米国判例法の規制緩和志向を踏襲する内容であり、社外取締役制度・少数株主権・取締役責任追及といった1980年代までの米国法の経営監視メカニズムを、形骸のみ残し実質骨抜きにした内容である点につき、金子由芳 (2004-a) 第4章。

- 34 詳しくは前掲・金子 (2004-a) 第4章。
 35 たとえば上原 (2001) 参照。
 36 丸川 (2001) p.1-2参照。
 37 前掲MacMillan & Naughton (1996) ほか。
 38 前掲・丸川 (2001) p.16表3、また p.14図1参照。
 39 国有企業の株式会社転換に関する1996年政令28号 (7条) は、会社化 (equitization) の対象を、中小企業であって、国家の100%持分維持対象ではなく、事業計画を有するもの、としている。
 40 1995年4月20日採択。Cong Bao 1995年14号掲載 "Law on State Enterprises" 参照。
 41 じじつ外資法の領域において、中国は2005年を目処に外資三法の統一を実施し、これを機に国有企業・民間・外資の純然たる同一競争を実現していく旨を国際的に公言している。
 42 ベトナム政府は国有企業にも及ぶ「統一企業法」を構想中であるとの情報があるが、その政策論的方向性は全く見えていない。
 43 たとえばOECDがこの趣旨で、国有企業に一般会社法のコーポレート・ガバナンスを持ち込む "Draft Guidelines on Corporate Governance of State-Owned Assets" を作成中である。
- 同 (2003) 「アセアン諸国の仲裁法にみる国策的特色―投資紛争処理の見地から」『神戸法学雑誌』53巻3号
 同 (2004-a) 『アジア危機と金融法制改革』信山社
 同 (2004-b) 「法整備支援における「司法改革」再考―法の実施強化の視点から」、国際開発研究13巻1号 (掲載予定)
 韓曉非 (2002) 「中国会社法の改正に関する最近の動向と課題」国際商事法務30 (4)
 竹内郁夫 (2001) 「ベトナムの市場経済化と国有企業改革」、林昭・門脇延行・酒井正三郎編『体制転換と企業・経営』ミネルヴァ書房
 長谷川晃 (1994) 「〈公正な市場〉の法」、日本法哲学会編『市場の法哲学』
 長谷川晃 (2001) 『公正の法哲学』信山社
 志村治美 (1998) 「ヴェトナムにおける企業取引の法的枠組み」国際商事法センター『ICCLC』第6号
 志村治美編/王家福・王保樹・崔勤之著 (1998) 『中国会社法論』晃洋書房
 Burger, E.S., Danilov, E. and Paliashvili (1998) "Analysis of the New Russian Law on Limited Liability Companies," The Russian-Ukrainian Legal Group, P.A. p.1
 EBRD, *Law in transition* 各号
 EBRD, *Transition Report* 各号
 Fairgrieve, D. & Andreas, M. (2000) "Securing progress in collateral law reform: the EBRD's Regional Survey of secured transactions laws," in *Law in transition*, Autumn 2000, EBRD
 Fisher, S. & Gelb, A. (1991) "Issues in Socialist Economy Reform," *Journal of Economic Perspective*, Vol.5, Fall
 Heberer, T. (2003) *Private Entrepreneurs in China and Vietnam*, BRILL, Leiden
 MacMillan, J. & Naughton, B. (1996) *Reforming Asian Socialism: The Growth of Market Institutions*, University of Michigan Press
 Ramasastry, A., Slavova, S. & Vandenhoeck, L. (2000) "EBRD legal indicator survey: assessing insolvency laws after ten years of transition," in *Law in transition*, Spring 2000, EBRD
 Sachs, J.D. (1996) "Reforms in Eastern Europe and the Former Soviet Union in light of the East Asian Experiences," NBER Working Paper Series, 5404
 Sachs, J.D. and Woo (1997) "Understanding China's Economic Performance," NBER Working Paper Series, No.5935
 Slavova, S. & Bernstein, D. (1999) "Market perspective of corporate governance - EBRD survey results," in *Law in transition*, Autumn 1999, EBRD
- 石田曉恵 (2002) 「移行過程における法・制度―ベトナムにおける企業制度変容の過程」、作本直行編『アジアの経済社会開発と法』アジア経済研究所
 井上武 (2002) 『国際協力事業団客員研究報告書：体制移行国に対する制度整備・政策立案支援のための基礎研究』国際協力事業団
 上原一慶 (2001) 「中国における市場経済化の進展と国有企業改革」、林昭・門脇延行・酒井正三郎編『体制転換と企業・経営』ミネルヴァ書房
 ヴャチェスラフ (2001) 「ロシア連邦の新民法典について」横浜国際社会科学研究所6巻3号
 金子由芳 (1995) 「最終段階を迎えたベトナム民法典草案」、国際商事法務23巻5号
 同 (1996-a) 「ベトナム民法典の売買契約規定」、JCAジャーナル465号
 同 (1996-b) 「1995年ベトナム民法典所有権規定について」、アジア経済37巻12号
 同 (1997) 「ベトナムの外資法・同施行規則の傾向」、国際商事法務25巻7号
 同 (1998) 「ベトナムの経済契約をめぐる問題状況」、広島法學22巻2号
 同 (1999-a) 「ベトナム国有企業改革の立法動向」、国際商事法務27巻3号
 同 (1999-b) 「投資自由化議論の動揺とベトナム外資法の対応」、アジア経済40巻7号
 同 (1999-d) 「ベトナムの担保付取引令について」国際商事法務27巻 号

別表－1： コーポレート・ガバナンスの設計比較

	経営基本構造	内部型経営監視	第三者的監視	行政的監視
ベトナム国有会社（取締役会なし）	主管部門の経営支配（総資産30%以上の処分他）	主管部門の人事権、対国家連帯責任 法定の内部監査機関なし	債権者：破産申立義務、支払不能通知義務監視	法令 国家計画 会社登録 人事権 会計検査
ベトナム国有会社（取締役会あり）	経営自主権やや拡張（総資産50%以上の処分他）	主管部門の人事権・連責 取締役会の自己監督 監査会（取締役会任免）	債権者：同上 労働者：監査会に代表1名。 経営不信任決議	
ベトナム有限責任会社・一人会社	社員総会の経営参加広範。取締役権限の制限列挙	総会会長（＝社長）の経営監視義務 大手で監査会（権限法定なし）	少数株主(35%)：招集権 債権者：支払不能通知。 異議手続・配当規制不足。 登記情報アクセスなし	会社登録の実質許可制 検査 業法規制
ベトナム株式会社	相対的に所有・経営の分離 議決権優先株式	取締役会会長（＝社長）による自己監視制度 監査会は会計審査権のみ 議決権優先株の人事権	少数株主(10%)：取締役会・監査会に代表1名 代表訴訟制度なし 債権者：支払不能通知。異議手続・配当規制不足。情報アクセスなし	同上
ロシア有限会社	所有・経営の分離（大型取引決定・利益相反免責も取締役権限可）	取締役会の監視機能不明 監査会は任意機関	少数株主（10%）：招集権のみ。代表訴訟なし 債権者：倒産責任のみ。 情報アクセスを限定	
ロシア株式会社	株主総会の経営参加広範 小規模会社で総会の直接経営権	取締役会の自己監視機能 監査会（総会任免）：原則会計面	少数株主権充実：2%提案権； 10%招集権；1%代表訴訟提起； 取締役累積投票・総解任制債権者；倒産責任。異議手続等。 情報アクセス明記	
中国有限責任会社・国有独资有限責任会社・株式会社	総会＝会社所有者の経営主権取締役権限の制限列挙	取締役会の自己監視機能 監査会（総会任免）：経営妥当性全般（1999改正で国有独资会社でも導入）	少数株主：招集権のみ。代表訴訟なし 債権者：清算組の破産責任。 異議手続・配当規制・情報開示 詳述労働者：取締役会・監査会への代表参加	厳格な罰則 主管部門・証券部門・登録機関の監視責任

Comparative Analysis of Laws in Transition: Vietnam Compared with Russia and China (1)

KANEKO Yuka*

Abstract

This article is a trial to compare the economic law designs as market infrastructure in Vietnam with Russia and China, for the purpose of examining the diversification of ultimate policy goals set for 'transition'. Transition studies have been dealing a lot enough with the procedural aspects of 'transition' such as speed, sequences, indicators to show the procedural progress, and initial conditions which makes the difference of progress, but the studies seem never have been turned enough eyes to the difference of substantial goal of 'transition' as if such a goal were always set clear and unitary. However, as a result of a comparative legal study of market infrastructures, including the law for market condition (e.g. basic civil and commercial law), the law for market participation (e.g. corporate law), and the law for coordination of market result (e.g. competition law), it appears that the goal of 'transition' can differs much.

In Vietnam, the basic laws for market condition have been segregating commercial transactions from narrowed private consumer transactions, while for the former the basic system under 1997 Trade Law has been increasing apparent state-control mechanisms just in a way corresponding to the old socialist concept of 'economic law'. Such a dualistic and segregated market condition seems largely influencing the law designs in the other areas of market infrastructure. In the corporate law area, the corporate governance designed in 1998 Enterprise Law is found much responsive to the purpose of state-owned enterprise reform just in parallel with 2003 revised State-owned Enterprise Law, and lacks fundamental efforts to elaborate better governance mechanisms for private sector development. Also in the competition law area, newly publicized 9th draft Competition Law reveals a basic limited coverage but a large rooms for state discretions, reflecting an industrial policy to promote large

* Associate Professor, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.

conglomerates centering on core state-owned enterprises.

Thus, the goal of 'transition' envisaged in the current Vietnam economic law is found something different from an image of liberal market economy. However, it is an ironical fact that all these interventionist's designs of laws are tactfully prepared in line with the current 'deregulation' trend of international de facto standards, including the 'model laws' being actively promoted by such international institutions as the World Bank.

The same trend of deregulation is found giving different effects over other transition economies. Russia in its second 'shock' and China in its continued gradualism are in each way struggling between the liberal ideal of economic law design and the *lessez-faire* design often promoted by international investors